

みなさんと議会を結ぶ……議会だより

の 議会ゆがわら

平成 21 年 9 月

No.71

編集/発行 湯河原町議会

〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

TEL 0465-63-2111(代) FAX 0465-63-9674

湯河原町議会のホームページ <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>
湯河原町議会のE-mail gikai@town.yugawara.kanagawa.jp

三原の皆さんの温かい声援のなか、 元気におどりました!!



8月8日(土)
親善都市 広島県三原市にて
小学校5・6年生 39名が
湯河原やっさを披露!

5 月
臨時会

5/26

6 月
定例会

6/8~6/18

主な内容

一般質問	2
委員会だより	9
審議と賛否	10

5月臨時会・6月定例会

平成21年第3回湯河原町議会6月定例会は、6月8日から6月18日までの11日間（本会議開催3日間）にわたり開催されました。

この定例会では、条例、補正予算、指定金融機関の指定、人事案件など議案10件、決議1件を審議しました。また、5月臨時会では、条例、補正予算、動産の取得など議案6件、議員提出議案1件を審議しました。

一般質問



室伏友三議員

Q 鳥及びブタ由来の新型インフルエンザに対する町の防疫体制について

どのような防疫対策をシ

感染が確認され、隔離というような状況になった場合、町は、国・県の行動計画に基づくのと同時に、独自にも公共施設、公共交通機関、教育施設において、

ミュレーションしていませんか。

町内医療機関における、インフルエンザ治療薬のタミフル、リレンザの備蓄量と高機能マスクや消毒薬の備蓄はどのような状況ですか。

A 国は、5月22日に、「第4回新型インフルエンザ対策本部」を開催し、基本的対処方針を示しました。

この方針は、「今回のウィルスの特徴を踏まえ、国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、

基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げ、対策を講じることが適当である。」とし、医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針を示したものです。

感染が確認され、隔離という状況になった場合は、国・県の行動計画に基づいて対策を行うことは当然の措置と考えており、公共交通機関については、患者や濃厚接触者が活動した地域内に停車する電車については、混み合った車内でのマスク着用を呼びかけし、発熱、咳などを有する方には早めにマスクをつけていただくよう、公共交通機関が率先してお願いすることになり、これらを遵守していただくことが第一番だと考えます。

幼稚園・保育園・小、中学校の教育施設の臨時休業については、県からの要請を受け、町や学校

の校長等が判断した上で、対処することとなります。

公共施設のイベントの自粛や休業についても、要請があった場合、即、対処したいと考えています。

現在、観光地という地域特性を考慮した「湯河原町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定する準備を進めており、県と小田原市・箱根・真鶴・湯河原町が同一歩調で行動できるよう、対策に臨んでいる状況です。

県の治療薬の備蓄状況ですが、現在、タミフルについては、71万6千人分を備蓄済みで、今後、21年度から3か年での備蓄目標を加えると約168

万人分となります。

リレンザは新規備蓄で約9万4千人分となります。

現時点の対策は、地域の判断に委ねられており、医療機関等では、通常のインフルエンザの場合でもタミフルを処方することがあり、万が一の際、在庫不足が生じることも想定されます。

現在、小田原保健福祉事務所が小田原医師会地域連携室と連絡し、医療機関の簡易検査キットや薬剤の在庫状況を把握することになっており、不足が生じた場合、在庫のある医療機関から不足する医療機関へ調達がスムーズにできるよう、調整することになっています。

高機能マスクは、町防で60枚備蓄しています。一般用として使われる不織布製サージカルマスクは、緊急対策として、大人用8千枚・子供用1万枚を手配中です。なお、



Q 町ホームページの運用について



山本俊明議員

自治体のホームページ（以下、HP）は、市民・町民の日常生活における様々な調べものや、来訪者のご当地の観光スポットを事前に調べること

に利用されています。HP中にある情報の検索方法について、利用者の視点に立った見直しを検討されたことがありますか。また、「暮らしの情報」と「観光情報」が混在していますが、トップページから2通りのページに大きく振り分けるようなHPの構成を検討されたことはありますか。各種イベントのチラシをHP上に掲載し、来訪者が事前に入手できるようにするというお考えはありますか。



バナー広告では、トップページで2枠、ライブカメラページで9枠が、数か月間申込みが無かったと思います。応募はありましたか。また無かった場合、その理由をどのように分析していますか。

HPの中にある情報の検索方法については、現在、トップページ中ほどに「暮らしの手帳」、「教育・文化」、「福祉いろいろ」、「町アラカルト」というように役場の部署別の分類ではなく、カテゴリーごとに行政情報を検索できるようにしています。

町HPは、平成5年に立ち上げ、前回リニューアルしたのが平成14年ですので、利用者のニーズに即した大幅な見直しも必要と考えています。昨年からは、利用者が情報を検索しやすいようにするため、「暮らし」や「イベント」ごとの情報分類の見直しなども含めた検討に入っており、9月頃を目処に、庁内に検討部会を設け、本格的なリニューアルの検討に移行していく予定です。

「観光情報を大きく宣伝する検討」については、現在のトップページの構成では、左側に「行政情報」、右側に「観光情報」と区分したデザインになっています。また、「タイムリーな観光情報」については、トップピックスの先頭に赤丸を付けて掲載するなど、運用で行政情報のトップピックスより目立つよう工夫をしています。

が、いかに観光情報をアピールするかは、大きな検討事項と考えています。各種イベント情報については、所管部署においてHPを作成し、公開することとしています。その際に、チラシを掲載している部署もあります。すべてのイベントで掲載されては、今後は積極的に掲載

し、利用者の利便を図ります。「バナー広告の空き状況」については、2月から5月末までに、トップページ5件、ライブカメラページ2件の申込みがありました。掲載期限の終了が4件あり、現在は、トップページ1枠、ライブカメラページ7枠の空きが生じています。原因としては、やはり「経済環境の悪化」が挙げられます。広報紙への広告募集記事掲載だけでなく、観光や商工の団体などにお声がけをし、空枠の解消に努めます。

第2波用として、マスク4千枚、速乾性手指消毒剤1リットルポンプ付を80本手配中で、第2波用として、速乾性手指消毒剤70本を追加購入する予算を計上し、手配でき次第、納入することになっています。

【その他の質問】
町内における看板、サインボード、モニタメントや新たなウォーキングイベントの検討について

自治体のホームページ（以下、HP）は、市民・町民の日常生活における様々な調べものや、来訪者のご当地の観光スポットを事前に調べること

に利用されています。HP中にある情報の検索方法について、利用者の視点に立った見直しを検討されたことがありますか。また、「暮らしの情報」と「観光情報」が混在していますが、トップページから2通りのページに大きく振り分けるようなHPの構成を検討されたことはありますか。各種イベントのチラシをHP上に掲載し、来訪者が事前に入手できるようにするというお考えはありますか。

HPの中にある情報の検索方法については、現在、トップページ中ほどに「暮らしの手帳」、「教育・文化」、「福祉いろいろ」、「町アラカルト」というように役場の部署別の分類ではなく、カテゴリーごとに行政情報を検索できるようにしています。

生活保護の母子加算廃止に伴う 福祉給付金の支給について



小澤真 議員

2006年小泉政権の社会保険費抑制策として段階的な削減が始まり、2009年4月から母子加算を廃止した。一方、その代替措置として、母子家庭で働いている親に月3万円以上の収入がある場合は、月1万円、それ未満には、月5千円の手当てを支給することになった。この結果、子供を持つ生活保護家庭は、数万円以上の生活費の減少となっている。

国は憲法第25条で保障する最低生活基準を算出したうえで、生活保護基準を打ち出すべきです。町では、母子家庭への母子加算の廃止がいかに

問題かを把握して、「社会的な障がいのある世帯への地方自治体の給付は、8千円まで収入認定されない」との通達があり、生活保護のひとり親世帯と住民税非課税のひとり親世帯の高校生、70歳以上の高齢者に対して月額8千円の福祉給付金を支給することを検討すべきです。

本町など、福祉事務所を置かない町村の生活保護の事務については、県の福祉事務所において生活保護の認定・廃止、保護費の支給決定等を行っています。

生活保護費については、生活扶助、教育扶助、住宅扶助など8種類の扶助に分かれており、この他に障がい者、児童養育など、特定の人だけが必要とする生活費に加算が行われており、母子父子家庭においても、16歳までの児

童を養育している世帯について、子どもの人数にもよりますが、月額約1万5千円の加算が行われていました。

しかし、母子加算は、平成19年度から段階的に削減され、平成21年度からは廃止となったところです。

廃止する理由として国は、「母子加算の対象となっている世帯の生活保護費は、一般母子世帯の収入を上回るケースが生じるため」と説明しています。

一方、母子加算の段階

的廃止に伴い、平成19年度からひとり親世帯就労促進費を創設し、月の収入に応じて1万円または5千円の支給が始まったものです。

こうした世帯を含め、住民税非課税のひとり親世帯の高校生、70歳以上の高齢者に月額8千円の福祉給付金の支給を検討してはどうかとのことです。試算によると、対象となる世帯はおよそ300世帯で、年間2880万円が必要となり、本町の現下の財政事情では非常に厳しいものと考えます。

生活保護法第1条では、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と規定しており、生活に困窮する国民の保護は、国が直接の責任において

実施すべきことを規定したものと考えています。

国の制度変更に伴い、町がその穴埋めを財源の裏づけがないまま実施することは、慎重に検討する必要があります。町独自の施策として、生活保護、準要保護世帯の全世帯に年末慰問金として5千円を、準要保護世帯についてはさらに児童一人につき5千円を加算して支給をしています。不況下において、財政上の理由から様々な福祉的給付も削減される傾向にあり、誰もが安心して暮らせる社会構築に向けて、ひとり親、障がい者、高齢者等の福祉施策の充実について、引き続き機会を捉え、県を通じて国に対し要望をしまいにします。

【その他の質問】

・湯河原町への転入者に行政の案内書を提供することについて



Q 湯河原町の防災対策について



村瀬公大議員

各地の自治体で数多くの防災対策が行われおり、本町でも、出前講座の実施や防災マップの作成など、様々な取り組みが行われていますが、県の最西部に位置しているため、地震や津波など有事の際に、県からの援助が遅れることが予想され、町独自の防災対策を発展させていくべきと考えます。

各区会の自主防災組織がどのような活動や訓練をしているか把握していますか。また、どのようにして情報交換をしていますか。

町内各所に防災無線があります。場所によ

では聞き取りにくいところがあります。その対応はどのようにしていますか。

町内にある防災倉庫には、町が管理しているものと各区会が管理しているものがあります。これらの倉庫内にある防災資機材は、どのように管理をしていますか。

A 本町では、各地区で自主的な防災活動を行うことと、地震その他の災害による被害の防止や軽減を図り、災害発生時の避難活動や応急活動を迅速かつ効果的に行い、各地区の町民の安全確保を図ることを目的に自主防災組織が設置されていますが、その活動は、組織の育成、強化を図るため、毎年、自主防災組織役員を対象に県総合防災センターの救出、搬送訓練等の研修を受講していただき、地域の防災リーダー

として活動するための知識を身に付けていただいています。

また、訓練は、毎年、8月30日から9月5日までの防災週間中に実施する町の総合防災訓練に合わせて、各地区においても防災訓練を実施しており、各地区に訓練計画を立てていただき、資機材の操作訓練や初期消火訓練等、様々な訓練が実施されています。

情報交換は、災害が発生した際の体制として、各地区に移動系防災行政無線を携帯させた地区防衛本部派遣職員2名を派遣し、情報を共有する体制にあります。防災訓練時にも同様に、地区派遣職員2名を派遣し、情報の交換訓練を実施しています。

防災行政無線は、災害時はもちろん、日常においても町からのお知らせ等行政に関する広報手段



として、昭和58年に43か所の整備から始まり、現在までその数を65か所まで増やして運用しています。

難聴対応は、平成12年から放送内容を電話で確認できるテレホンサービスを実施し、昨年の5月に各世帯に配布しました。防災マップにも掲載しています。

また、今年度実施する防災行政無線のデジタル化に向けた実施設計委託業務の中で、可聴範囲を測定する音響伝搬調査を

実施し、移設及び新設などを検討し、地域住民への情報格差是正に取り組みます。

町が管理する防災倉庫は、公園に設置してある防災倉庫や役場の倉庫など30箇所あり、様々な防災資機材や食糧、医薬品といったものを備蓄しています。各区会が管理する防災倉庫は、16基あり、同様に様々な防災資機材を備蓄しています。

それらの管理内容は、町が管理する資機材で保守が必要な可搬式ポンプや発電機といったものは、年1回の保守点検を実施しています。

災害はいつ起こるかわかりませんが、それらに対応するためにも町の責務を十分認識し、危機管理体制の強化を図ります。

Q 温泉観光産業支援制度について



中島 寛議員

現行の温泉観光産業に対する支援政策の経済効果はどうか。投資額とその効果を数値で答弁して欲しい。

直接支援制度の導入は考えているか。自動車関係では、住民が特定のメーカーの車を買ったと、10万円程度の支援をしている自治体がある。これを湯河原の観光産業に当てはめて、直接支援制度を導入したらどうか。

について、投資額の積算は、温泉観光協会等の補助金、ここめの湯、観光戦略会議、駅前電光掲示板、ポスター、各種お祭りなど、町が負担している「人、物、金」の

合計です。「人は出して、金が金を出していない」ものは、人件費を算入しません。

効果の数値は、湯河原駅の昇降客数と売上、旅館の宿泊客数と売上などの増加分を数値化します。これに土産物屋、その他町内産業全体の売上増を推測します。

さらに、これから先が重要ですが、これらの売上増が、町財政にどのようにつながったのか。町税等が増収になったのか、滞納の町税等が減少したのか。町財政として、出しっぱなしで戻ってこないという企業支援策は有り得ません。

について、町予算をとりあえず1億円出して、温泉旅館に対して、一人1泊2食付き1万円を補助すると、1万円以外に飲食をしたり、気に入れぱりピーターになったり、バス・タクシーに乗ったり、ミカン狩りに行った

り、土産物を買ったりする。この波及効果・呼び水効果により、全体の売上増は2億、3億になるでしょう。

財源は、冒頭の観光関係予算とします。温泉観光協会の補助金だけで4千200万円ありますから、1億円はすぐに確保できます。やってみて効果があれば、投資額1億と言わず、2億でも3億でもつぎ込めばよろしい。

この方が現行の政策よりも、費用収益効果はるかに大きい。

細かい工夫として、予約は駅前観光案内所に限定すれば手数料収入が上がりません。支援を受ける温泉旅館を限定することの効果的です。1泊2食1万円以下の旅館は除くとか、十分常連客をつかんでいる旅館は不要でしょう。このように、対象旅館の選別を協会や組合に任せるといった方法もあります。



A 温泉観光産業に対する支援政策の経済効果額は、

平成20年の入込客数、宿泊客72万人、日帰り客421万人という統計数から算出しますと、民間も含めた町全体では、約400億円程度と推計されます。

観光施策等は、各イベントに現れる短期的効果と、リピーターの確保に向けた長期的な施策も必要ですので、各種団体と連携し、誘客効果が現れるような施策を継続していきます。

現在、町では観光協会、商工会等の観光産業団体や各種イベントに対して

支援を行い、観光、商工業の活性化を図っていますが、地域商品券など一つの直接支援制度だと考えています。

昨年末に発行した地域商品券は、宿泊施設や商店等を対象に幅広く使用できるもので、大変好評を得ており、発行額3千万円のうち、町外者が購入した割合は10%ほどと推計され、2次的な波及効果も含め、それなりの経済効果はあったものと考えています。

今年度も、地域商品券の発行を支援していきませんが、宿泊者等への直接的な支援制度についても、関係団体と協議していきたくと考えています。

【その他の質問】

・消防団の選挙運動について
・議会基本条例における町長の協力義務について

Q 「職員の地域担当制度」導入による町民サービスの向上について



佐藤 恵議員

最近、職員の地域担当制度を導入している自治体が増えています。社会環境も大きく変化しており、町民の要望・不満も多様化し、行政もそのことに対応しなくてはならない状況になっています。この制度は、町職員が担当する地域の集會や話し合いの場に参加し、地域の実情を知り、課題を見つけてその対策に住民の一人として、また、行政に携わっている一員としてもてる情報を提供し、共に考え、活動していく制度で、この制度を導入することにより、町民と行政とのつながりを深めながら、本町が抱える各

種の課題に対応することは、町民へのサービスの向上のために、大変有効な手法だと思われれます。本町でこの制度を導入するためには、どんな課題解決の事項があり、また、導入のためのプロジェクトチームや協議会を行政と学識者と住民の構成で早期に設けるべきだと思いますがいかがですか。

自治基本条例にも、行政と町民との協働のまちづくりがうたわれており、この制度は、それを具体的に展開する一つの施策だと思えますが、この制度について、どうお考えですか。

A 職員の地域担当制度を既に導入したり、導入に向けた取組を行っている自治体は増えてきています。

近くの自治体では、小田原市が、地域活動の基本単位となるコミュニティ

エリアで、新たなコミュニティ政策を推進するため、小田原市地域コミュニティ検討委員会を昨年の秋に設置し、二つの事項について検討が重ねられています。

一つ目は、様々な組織や団体が連携し、地域の課題を共有し、解決に向けた共同作業を行う「地域運営協議会」について、二つ目は、地域コミュニティの機能を育て、地域住民が問題解決能力を持つ地域コミュニティ活動を支援する「職員の地域担当制」についてです。

小田原市のプロジェクトチームは、市職員7名で構成され、地域コミュニティ検討委員会は、地域コミュニティの核となっている団体から推薦を受けた者6名、学識経験者1名、公募による市民委員3名の計10名で構成されています。

この委員会は、既に6回開催され、小田原市地域コミュニティ検討中間報告書(案)が取りまとめられたそうです。

議員がおっしゃる協議会は、小田原市では、「地域運営協議会」と称しており、全国的には、「コミュニティ協議会」や「まちづくり協議会」などと呼ばれるようで、今後、この「地域運営協議会」のあり方について議論がさらに深められていくようです。

近年では、少子高齢化、家族の形態の多様化・個人化が急速に進展し、地域の共生の力のせい弱化



も進行していることから、地域コミュニティによるセーフティ・ネットの強化の必要性、地域福祉の基盤としての地域コミュニティの役割がさらに増しているものと認識しています。

この制度を導入することとは、地域が抱える課題に対しての解決策の一つであると考え、小田原市のみならず、他市町村の先進事例などを調査・研究し、本町の現状を踏まえ、制度導入について検討していきたいと考えています。

この制度については、まだ十分な研究がされておりませんが、本町の自治基本条例の規定に則した制度の一手法であると考えます。

【その他の質問】

・「事業仕分け」作業を推進し、財政の抜本的な見直しをすることについて

この制度については、まだ十分な研究がされておりませんが、本町の自治基本条例の規定に則した制度の一手法であると考えます。

この制度については、まだ十分な研究がされておりませんが、本町の自治基本条例の規定に則した制度の一手法であると考えます。

この制度については、まだ十分な研究がされておりませんが、本町の自治基本条例の規定に則した制度の一手法であると考えます。

この制度については、まだ十分な研究がされておりませんが、本町の自治基本条例の規定に則した制度の一手法であると考えます。

Q 風光明媚な湯河原に ホスピス(終末医療)の誘致について



丸山孝夫議員

めなかなが入院出来ないスタッフが、65人が働いている。施設が出来れば雇用の拡大にもなる。診療の請求はあるが、過剰診療は行われていない。食材の購入や燃料、洗濯、タクシー利用等が発生する。日本人の死生観が大きく変化する中で、風光明媚な湯河原の丘陵地の有効活用と町の活性化になると思います。

基本的な方針として、患者が、痛みなどの心身の不快な症状の緩和を得られるよう、穏やかに全人的ホスピスケアを提供すること。

県西2市8町唯一のホスピスが上郡中井町で16年前から運営されている。終末医療のため長期入院者はいないが、たとえの22床のためそ終末医療の適地ではないかと思えます。町長の基本的な考えを伺います。

A 平成20年版の「神奈川県保健医療計画」の「ターミナルケアの推進」によれば、「治療の限界を越え、治療が困難となつたがん終末期において、身体的苦痛に対する医療的ケアだけでなく、精神的におけるケアを通して、

終末期を支援していくターミナルケアへの関心とニーズが高まっている。」と前置きし、「二次保健医療圏に1施設以上の緩和ケア病棟を整備するとともに、身近な地域で適切なターミナルケアを受けることができるよう、在宅ターミナルケアの推進やターミナルケアを担う人材の育成を図る。」と推進の意思を明らかにしています。

県西2市8町でのターミナルケア病棟は、中井町の「ピースハウス病院」に22床が整備され、療養環境の良い場所で運営されています。県下の4つの二次保健医療圏、川崎北部、湘南西部、県央、相模原には皆無の状況です。



では、回答者の半数近くの方が緩和ケア病棟への入院を希望しており、「緩和ケア病棟の整備」と「在宅ターミナルケア体制の構築」を求めていることがわかります。

中井町の「ピースハウス病院」は診療科目を緩和ケア専門とし、病床数22床で、専任医師3名、看護師24名など総勢65名のスタッフとその外にボランティア99名が運営に携わっており、過剰診療は行っていないことは事実であると認識して

います。

日本人の死生観が大きく変化する中、風光明媚な湯河原の丘陵地はホスピス誘致には適した土地柄と思えますが、入院、療養の希望があっても、これに従事する医師等の確保ができない現状の中、この状況下を真摯に受け止めてホスピスの誘致を考えなければなりません。現時点は、積極的に誘致を行うのではなく、今後の人材育成の成果、その成熟度などを踏まえ、企業者のホスピス創立、その際の候補地選定の動向などを待たねばならない時期だと考えており、企業者等から町に要請があった時点で、土地利用計画などの整合性を図りながら総合的に判断し、受入れを検討させていただきます。

委員会だより

総務文教・福祉 常任委員会

(6月15日開催)

主な報告事項

県西地域合併検討会の
取組状況等について

平成21年5月21日に、「県西地域合併検討会」(2市8町の首長で構成)が開催され、これまで培ってきた2市8町の連携や国の動向を踏まえ、引き続き、合併検討の必要性の議論を進めることや合併の効果を明示していくことが確認されたことの報告を受けました。

平成20年度観光戦略
事業について

本町特有の観光資源を生かした「着地型旅行商品」の開発と「旅コーディネーター育成講座」による人材育成に取り組ん

だ観光戦略会議事業の実績と今後の方向性について報告を受けました。



みかん畑での旅コーディネーター養成講座

平成20年度ヘルシー
プラザ利用状況について

平成20年度から指定管理者制度を導入し、運営を行っているヘルシープラザについて、昨年度の利用件数などの報告がされました。



放課後子ども教室「そよかぜきょうしつ」の実
施状況について

平成21年1月から東台福浦小学校でスタートした「そよかぜきょうしつ」の実績についての報告を受けました。



環境・観光産業 常任委員会

(6月11日開催)

主な所管事務調査

ごみ処理広域化の考
え方について

リサイクル意識の高まりや環境保全対策の必要性といった課題に対応するため、小田原市、箱根

町、真鶴町、湯河原町の1市3町が、今後、ごみ処理広域化を進めていくうえでの考え方や取組内容についての説明を受けました。

主な報告事項

平成20年度ごごめの
湯利用状況について

平成20年度海浜公園
テニスコート利用状況
について

平成20年度から指定管理者制度を導入し、運営を行っている「ごごめの湯」と「海浜公園テニスコート」について、昨年度の利用件数などの報告がされました。

広域行政特別委員会

(6月16日開催)

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会の平成20年度の会務・決算報告と平成21年度の事業計画・予算案についての審議を行いました。

平成21年度の事業計画では、2町が共同で推進している消防、下水道ごみ処理事業などを更に合理的、かつ円滑に事業を進めていくことに加え、



国道135号(真鶴道路旧道)区間が、平成20年9月から無料化され、朝夕の通勤時間帯や週末に渋滞が発生し、安全性の確保の

点で危惧されています。
真鶴道路旧道区間は、通勤、観光客の通行だけでなく、地域住民にとって重要な生活道路であることから、この渋滞の解消に向けた有効な対策を講ずるよう、関係機関に要望していくこととなりました。

「行政課題等調査特別委員会」を設置しました。

（6月18日・7月14日・8月24日開催）

使用料、手数料等の見直しに関する事項、

公営企業に関する事項、

「行政課題調査研究報告」の検証と実践に関する事項を目的として、「行政課題等調査特別委員会」を設置しました。

この委員会では、使用料、手数料の見直し、公営企業の今後のあり方、平成20年度に湯河原町をモデル都市にし、「民間活力の活用に関する研

究」をテーマとしてまとめた「行政課題調査研究報告」の検証と今後の方向性の検討を行っていくという趣旨に基づき設置したもので、8月24日までに3回の委員会を開催し、協議を行っています。

（委員長） 松野 満
（副委員長） 高橋 延幸
（委員） 村瀬 公大、長谷川俊子、露木 寿雄、原田 洋、小澤 眞司、丸山 孝夫

主な条例の制定・改正

【5月臨時会】

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（一部改正）

人事院の臨時勧告を受け、町職員と町長の期末手当等について、支給率の引下げがされることを踏まえ、町議会議員の6月支給の期末手当を、町職員と同様0.2か月分

減額するものです。

湯河原町職員の給与に関する条例（一部改正）

人事院の臨時勧告を受け、町職員の6月支給の期末・勤勉手当を0.2か月分減額するものです。

湯河原町長の給与に関する条例（一部改正）

町職員の6月支給の期末・勤勉手当支給率の減額を踏まえ、町長の年間の期末手当支給率を改正するものです。

湯河原町学校設置条例（一部改正）

湯河原中学校が元県立湯河原高校に移転することから、中学校の位置の変更の改正をするものです。

【6月定例会】

湯河原町長寿健康祝金贈呈条例（一部改正）

百歳の方の祝金贈呈の基準日を、9月15日から

誕生日に変更するため改正するものです。

人事案件

湯河原町副町長の選任について

副町長に、露木高信さんを選任することに同意しました。（7月1日就任）

湯河原町固定資産評価審査委員会委員の選任について

石川博さんの任期が平成21年6月24日で満了となるので、引き続き石川さんを固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意しました。

また、青木豊さんが任期満了になるので、新たに福井照夫さんを固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意しました。任期は、いずれも平成24年6月24日までです。

補正予算が 決まりました

会計名・補正額	概要
一般会計補正予算（第1号） （5,000万円の増額）	中学校移転事業として、校舎等修繕料と移転委託料等の増額と予備費の減額
一般会計補正予算（第2号） （2,161万円の増額）	区会助成事業の増額 緊急雇用創出事業(防犯灯点検・自然環境保護・道路環境整備事業等) 海浜公園駐車場整備事業 など
老人保健医療特別会計(第1号) （678万1千円の増額）	平成20年度分の精算に伴う償還金と繰上充用金の増額

人権擁護委員候補者の推薦について

鈴木眞一さんの任期が平成21年9月30日で満了となるため、引き続き鈴木さんを候補者として法務大臣に推薦することに同意しました。

動産の取得

消防署本署に配備している「はしご付消防自動車」の老朽化に伴い、新たに「屈折はしご付消防自動車」を日本機械工業(株)から購入することが決まりました。屈折はしご車は、電線や立木などの障害物があるところでの消火・救急活動が可能となります。
(購入金額8千809万5千円)

全議員研修

(5月7日開催)

湯河原町議会基本条例を制定以来、約2年が経

過し、平成20年度は、日本全国から26団体、250名の視察が訪れ、さまざまな意見交換を行ってききましたが、今後、更なる議会活性化を図っていくため、5月7日(木)に、本町の議会基本条例策定時にアドバイスをいただいた中央大学法学部教授磯崎初仁先生をお招きし、ご講演をしていただきました。



講義は、「自治体議会の改革と議会基本条例―議会基本条例をどう生かすか―」という内容で行われ、「諮問型議会から政策形成型議会への転換」、「地域の課題解決

に向け、議会・議員と住民が一緒になって汗を流す住民協働」をどのように進めていけばよいか、また、議会基本条例を今後、より時代に即したものにしていいため、条例をどう改正していけばよいかなどの問題提起をしていただきました。

議員派遣

(6月24日～26日)

北海道福島町議会、栗山町議会、余市町での全議員行政視察研修を実施しました。(参加議員15名)各町は、それぞれ次のような議会改革や行財政改革に取り組んでおり、その内容についての質疑や意見交換を行いました。

今後、本町における議会改革の推進や、現在設置されている行政課題等調査特別委員会における審議の中で、3町での取組事例を活かしていきま

湯河原中学校の元湯河原高校への引越しが行われました!

湯河原中学校が元県立湯河原高校に移転することから、6月下旬から校舎の補修工事が、7月下旬から8月中旬にかけては、教職員、消防職員、町職員、有志議員に加え、ボランティアの方々の協力を得て引越しが行われました。

8月31日(月)には、湯河原中学校移転完了式典が行われ、同日から授業を開始しました。



【福島町】≪6月24日(水)≫

福島町議会は、議会・議員の評価制度の導入、議員選挙の平日投票の実施、通年議会制度などの議会改革を試行し、その検証に基づき、本年4月に議会基本条例を施行し、議会改革に取り組んでいます。

【栗山町】≪6月25日(木)≫

栗山町議会は、平成18年5月に全国初の議会基本条例を制定し、議員同士が討論する議会、執行機関と切磋琢磨する議会を実践しています。また、

町民と直接対話をする「議会報告会」を実施するなどの議会改革に取り組んでいます。

【余市町】≪6月26日(金)≫

余市町は、基幹産業の衰退などにより財政状況が悪化したことから、財政健全化計画を策定し、歳出の見直しと歳入の確保に努めており、本年4月から、「使用料・手数料」を現在の社会・経済情勢に適合した料金体系に改定を行うなどの行財政改革を進めています。

審議した議案と各議員の賛否（平成 21 年 5 月臨時会）

は賛成、×は反対を表しています。

議案番号	議案名	議員名											審議結果			
		山本俊明	室伏友三	村瀬公大	中島寛	佐藤恵	長谷川俊子	露木寿雄	室伏重孝	高橋延幸	内藤陽子	杉本光明		原田洋	小澤眞司	松野満
34	湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正について												×			可決
35	湯河原町長の給与に関する条例の一部改正について															可決
36	湯河原町学校設置条例の一部改正について				×											可決
37	平成21年度湯河原町一般会計補正予算(第1号)				×											可決
38	平成21年度湯河原町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)															可決
39	動産の取得について(屈折はしご付消防自動車の購入)				×											可決
議案提出2	湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について				×											可決

審議した議案と各議員の賛否（平成 21 年 6 月定例会）

は賛成、×は反対を表しています。

議案番号	議案名	議員名											審議結果			
		山本俊明	室伏友三	村瀬公大	中島寛	佐藤恵	長谷川俊子	露木寿雄	室伏重孝	高橋延幸	内藤陽子	杉本光明		原田洋	小澤眞司	松野満
40	湯河原町長の給与に関する条例の一部改正について															可決
41	湯河原町税条例の一部改正について															可決
42	湯河原町長寿健康祝金贈呈条例の一部改正について															可決
43	平成21年度湯河原町一般会計補正予算(第2号)				×										×	可決
44	湯河原町指定金融機関の指定について(スルガ銀行株式会社)															可決
45	湯河原町副町長の選任について															同意
46	湯河原町固定資産評価審査委員会委員の選任について				×											同意
47	湯河原町固定資産評価審査委員会委員の選任について				×											同意
48	人権擁護委員候補者の推薦について				×											同意
49	専決処分の承認について 平成21年度湯河原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)															承認
決議第1号	行政課題等調査特別委員会設置に関する決議				×											可決

傍聴のご案内

本会議及び常任・特別委員会は、傍聴ができます。(本会議場の傍聴は20名です。なお、委員会の傍聴は先着6名とさせていただきます。)
受付/開催日の午前9時から
場所/第1庁舎2階 議会事務局

9月議会日程

- 9月14日(月)AM 本会議(一般質問等)
- 15日(火)AM 本会議(条例・補正予算等)
- 16日(水)AM 行政課題等調査特別委員会
- 17日(木)AM 環境・観光産業常任委員会
- 24日(木)AM 総務文教福祉常任委員会
- 28日(月)AM 本会議(決算質疑等)
- 29日(火)AM 決算審査特別委員会
- 30日(水)AM 決算審査特別委員会
- 10月2日(金)AM 本会議(委員長報告等)

編集後記

議会における議員の発言や議案に対する賛成反対などは、広報することによって有権者が議員の活動を知ることが出来ます。そういう意味で、議会だよりは民主主義に必要な不可欠な広報誌といえます。

真鶴町では、議会だよりがないので出してこれと、一住民が議長に手紙を書いたところ、出すことに決まったそうです。8月は町の広報誌のページを使って出ましたが、来年度には湯河原と同様に、独立した議会だよりがでるのではないのでしょうか。(中島 寛 記)

議会だより編集委員会

- 委員長 小澤 眞司
- 副委員長 室伏 重孝
- 委員 室伏 友三
- 委員 内藤 陽子
- 委員 丸山 孝夫
- 委員 中島 寛